

乗務中のスマートフォン操作に関するお詫び

平成28年12月2日、弊社京田辺営業所（京阪バス株式会社からの受託営業所）において、お客様から近鉄新田辺バス停留所を所定の発車時刻より早く出発した（早発）とのご意見があり、その事実確認および弊社運転士の勤務状況をドライブレコーダーで確認したところ、スマートフォンの操作が判明いたしました。

スマートフォンの不適切な使用事案を発生させましたことを、深くお詫び申し上げます。

この事案の発生を受け、車両へのスマートフォン持ち込みを禁止（京田辺営業所は12月3日付、無線交信困難箇所を除き他の営業所は12月4日付）し、当該運転士については、社内規程に基づき12月3日付で懲戒解雇処分といたしました。

平成28年12月5日

京都京阪バス株式会社
代表取締役社長 藤山雅三